

「島根県飲食店等時短要請協力金」について（2月21日申請受付開始）

1. 対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※飲食店等の営業許可を取得しているスナック、バー、カラオケボックスや結婚式場等を含む

2. 支給要件

1月27日～2月20日までの間、島根県の営業時間短縮要請に協力した店舗

※令和4年1月26日以前から営業し、通常の営業終了時間が午後8時を越えている店舗

3. 支給金額

(1) 支給単価(1店舗あたり1日あたり)

① 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	前年又は前々年の1店舗あたり1日あたり売上高		
			7万5千円以下の場合	7万5千円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
非認証店	午後8時まで	なし	3万円/日	3万円～10万円/日(1日あたりの売上高×4割)	10万円/日
			8万3,333円以下の場合	8万3,333円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
認証店	午後9時まで	可能	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日(1日あたりの売上高×3割)	7.5万円/日
			7万5千円以下の場合	7万5千円超～25万円以下の場合	25万円超の場合
認証店	午後8時まで	なし	3万円/日	3万円～10万円/日(1日あたりの売上高×4割)	10万円/日

申請方法などの詳細は

[島根県 飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について](#)

検索 🔍

お問合せ先

【島根県飲食店等時短要請協力金事務局】 TEL：0570-050-215

受付時間：9時～17時（土日祝除く）

まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用になります。

助成率及び日額上限額の引き上げについて

	助成率（解雇等が有り）	助成率（解雇等が無い）	日額上限額
中小企業	4/5	10/10	15,000円

対象となる休業

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、人数上限の制限等、又は飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）若しくはカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者雇用される労働者について休業等を行った場合も含まれます。

特例の対象となる期間（島根県） 令和4年1月27日～3月31日

問合せ先：【島根労働局 職業安定部 助成金相談センター】（TEL：0852-20-7029）

【島根労働局 職業安定部 職業対策課】（TEL：0852-20-7020）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

- ① 新型コロナに関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

休業取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	13,500円	令和4年5月31日

詳細は [新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金](#) 検索 🔍

問合せ先：【島根労働局 雇用環境・均等室】(TEL 0852-20-7007)

事業復活支援金について

東出雲町商工会では事業復活支援金の事前確認を完全予約制で行っておりますが、商工会の会員の方であればお電話での事前確認が可能です。(来会不要)

非会員の方は、TELにて事前予約のうえ、下記の必要書類を用意してお越し願います。その際、仮登録した申請IDを教えてくださいますようお願いいたします。

【事前確認に必要な書類】

1. 本人確認書類（運転免許証等）
2. 履歴事項全部証明書（中小法人のみ）
3. 収受印のある2019年以降の確定申告書の控え
(基準期間を2018年11月～2019年3月とする場合は2018年分も必要)
4. 2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳・請求書・領収書等）
5. 2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳
6. 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

※3. に関しまして、必ず中小企業庁のホームページを確認し、申請に必要な申告書をお持ち下さい。

※5. に関しまして、4. に記載されている企業から入金・出金の事実が確認できる通帳をご用意下さい。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)

○ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー 1,000円～10,000円割引	5年に1度 永年勤続 5,000円～10,000円給付	健康診断6,000円補助	宿泊付き 忘新年会2,000円補助
割引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船1,000円割引	抽選で お食事割引券 1,000円プレゼント
隔年 熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555